

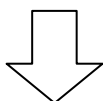
消費税率引上げに伴う廃棄物処理手数料改定のお知らせ

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、平成26年4月1日搬入分から、下記のとおり、県央不燃物再生センターへ直接ごみを持込むときの廃棄物処理手数料を改定させていただきます。

利用者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、御理解と御協力をお願いします。

【 現 行 】

種 類	手 数 料
家庭系の廃棄物	100 キログラムまでごとに <u>400 円</u>
事業系の廃棄物	100 キログラムまでごとに <u>750 円</u>



【 改 定 】

種 類	手 数 料
家庭系の廃棄物	100 キログラムまでごとに <u>410 円</u>
事業系の廃棄物	100 キログラムまでごとに <u>770 円</u>

問合せ先 県央地域広域市町村圏組合 Tel 0957-23-3600
県央不燃物再生センター Tel 0957-23-3892